

借金問題

よくある質問・お客様の声 編

Restart with Adire

弁護士を、もっと身近な存在に。

「アディーレ」＝「身近な」法律事務所として

「弁護士」と聞くと、どんな存在をイメージしますか？

「近寄りがたい」、「相談しづらい」、「お金がかかりそう」…。

困ったことが起きたときにだけ登場する弁護士は、
日常からかけ離れた、縁遠い存在だと思われるかもしれません。

そんな弁護士に対するイメージを覆し、
皆さまにとっての「身近な法律事務所」になることが、
私たちアディーレの理念です。

何度でも無料でご相談を受け付けること。[※]

弁護士費用を明確にして、ご依頼時の不安をなくすこと。

全国に支店を構え、多くの方がご相談しやすい環境を作ること。
ラテン語で「身近な」を意味する「アディーレ」の名にふさわしくありたいと、
創設以来、お客さま一人一人と真摯に向き合い、
よりよいサービスの提供に努めてまいりました。

自分では解決できないトラブルや問題に直面したとき、
「誰にも相談できない」、「どうすればいいかわからない」と、
一人で抱え込んでしまう必要はありません。

まずは、あなたのことを何でも話してみてください。
あなたの“これから”を、アディーレと一緒に考えます。

※一部サービスのご相談は有料となります。

任意整理のよくあるご質問 ①

任意整理はどのような場合に選択できますか？



任意整理は原則として、3年間(36ヵ月)で法定金利(15～20%)まで減額された元本を月々返済していく手続です。そのため、法定金利まで減額された元本を原則36(ヵ月)で割った金額が、月々返済に充てられる金額よりも下回れば、任意整理を選択することが可能です。また、任意整理は今後借金を返済していくという手続ですので、安定した収入を得ている必要があります。

任意整理の和解案では、何年間の分割が可能ですか？



任意整理の和解案で定める分割は、原則として3年間が目安ですが、場合によっては5年間まで可能です。ただし、取引期間が極端に短い場合や借金が少額の場合は、長期間の分割に応じてもらえない場合があります。

住宅や自動車を維持するために、住宅ローンや自動車ローンはこれまでどおり支払えますか？



任意整理は、民事再生や自己破産と異なり、裁判所を介さずに手続を行いますので、特定の業者を手続の対象としないで進めることが可能です。

そのため、住宅ローンや自動車ローンがある方は、そのローン会社のみを任意整理の手続から外して、これまでどおり支払っていくことができます。

任意整理では、遅延損害金や利息は発生しますか？



任意整理の和解では、分割返済であっても、遅延損害金や将来利息がカットされるケースが多いといえます。当事務所では、東京三弁護士会の統一基準に従った、分割返済もしくは一括返済での和解交渉を行います。この統一基準には、「和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金、並びに将来の利息はつけないこと」という規定があり、大手の貸金業者はこれに従った和解の交渉に応じてくれることが多いです。

任意整理のよくあるご質問 ②

任意整理で和解が成立したあとは、
どのように返済していくのですか？



任意整理で和解が成立すると、和解内容に従って毎月各債権者に返済していくこととなります。しかし、債権者は複数になりますので、各債権者への返済をすべて個人の方がその都度行うのは、非常に手間がかかってしまいます。

そこで、当事務所では、ご相談時に設定した返済予定額（支払原資）を毎月当事務所に積み立てていただき、当事務所が依頼者の方に代わり、各債権者への返済を代行する方式を取っております。この、あらかじめ積み立てておく預り金のことを、当事務所では「プール金」と呼んでいます。

これにより、依頼者の方は、各債権者の口座に毎月ご入金いただく必要はなくなります。また、各債権者への返済が終了するまで当事務所が代理人となりますので、返済の期間中、急なご事情によって和解どおりの返済が一時的に困難になってしまった場合等にも、依頼者の方が直接債権者とやり取りをする必要はございません。

なお、銀行の振込手数料を含めた送金代行手数料として、債権者1社あたり1,100円（税込）／回が必要となります。

民事再生のよくあるご質問 ①

民事再生にはどのような手続がありますか？



民事再生の手続には ①小規模個人再生と②給与所得者等再生の2種類があります。

①小規模個人再生

小規模個人再生とは、住宅ローン以外の借金の総額が5,000万円以下であり、継続して収入を得る見込みがある個人の方が利用できる手続です。小規模個人再生の場合には、原則として3年間で (1) 法律で定められた最低弁済額か、(2) 自己破産した場合に債権者へ配当される金額 (これを「清算価値」といいます) のいずれか多いほうの金額を最低限支払う必要があります。また、下記で説明する給与所得者等再生と異なり、再生計画 (民事再生の返済計画) が裁判所に認められるためには、債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと(※)が必要です。

例：A社・B社・C社からそれぞれ100万円ずつ借入があるケース

まず、A社とB社が賛成、C社が反対だった場合、「債権者の数の2分の1以上の反対がない」という条件を満たします。次に、反対した債権者の債権額の合計はC社の100万円となり、これは全債権額 (A社+B社+C社=300万円) の2分の1、つまり150万円を超えていません。これで「反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと」という条件も満たすので、再生計画は裁判所に認められます。

※住宅資金特別条項付きの個人再生を利用する場合、住宅ローン業者は議決権がありませんので、債権者数、債権額のいずれにも算入されません。

②給与所得者等再生

給与所得者等再生とは、小規模個人再生を利用できる方のうち、給与等の安定した収入があり、収入の変動幅が小さい方が利用できる手続です。この手続では、(1) 最低弁済額、(2) 清算価値、(3) 可処分所得 (収入から所得税等を控除し、さらに政令で定められた生活費を差し引いた金額) の2年分のうち、もっとも多い額の支払いが最低限必要です。よって、一般的には小規模個人再生の場合よりも返済額が高額になります。その代わり、小規模個人再生で要求される、債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと、という要件はありません。

民事再生のよくあるご質問 ②

小規模個人再生と給与所得者等再生とは、
どちらの手続が有利なのですか？



給与所得者等再生では、返済総額を決定する際に、小規模個人再生の再生計画基準（最低弁済額と清算価値）のほかに、可処分所得の2年分という基準があります。可処分所得を算出する場合に、収入から控除される生活費は、生活保護を基準にした金額を参考にしてしますので、扶養者が少なく年収が多い方は、可処分所得が高額になってしまうことが通常です。

また、小規模個人再生で要求される債権者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した債権者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないこと、という要件も、現在では銀行・消費者金融・信販会社などの民間業者は、そのほとんどが反対しないという態度をとっていますので、通常はこの要件もあまり問題になりません。そのため、一般的には返済額が少ない小規模個人再生のほうが有利といえます。

最低弁済額はいくらですか？



最低弁済額の基準は
右記のように定められて
います。

借金の総額	最低弁済額
100万円未満	全額
100万円以上500万円未満	100万円
500万円以上1,500万円未満	借金の総額の5分の1
1,500万円以上3,000万円未満	300万円
3,000万円以上5,000万円以下	借金の総額の10分の1

どうしても処分したくない高価な財産があるのですが、
民事再生をした場合には、どうなりますか？



民事再生は、自己破産と異なり、高価な財産をお持ちの場合にもその財産を処分せずに手続を進めることができます。しかし、無条件に高価な財産を維持することができますというわけではありません。民事再生の場合には、高価な財産が処分されない代わりに、その財産を処分したときに債権者へ配当される金額よりも、多くの金額を返済しなければならないという決まりがあります（これを「清算価値保障」といいます）。そのため、民事再生をされる方が、最低弁済額の基準で定められた金額以上の価値のある財産を持っている場合には、少なくとも財産の評価額全額を債権者へ支払わなければなりません。

民事再生のよくあるご質問 ③

民事再生をすると、住宅ローンはどうなりますか？



住宅に抵当権が設定されている住宅ローンがある場合には、そのままにしておく
と住宅は処分されてしまいます。そのため、住宅を処分したくない場合には、再生計画面
に住宅資金特別条項（住宅ローン条項）を付けることになります。住宅ローン条項を利用
するための条件は、以下になります。なお、民事再生をしても住宅ローンについて
は一切減額されませんので、注意が必要です。

- 1) 民事再生をされる方が住宅を所有（共有）していること
- 2) 民事再生をされる方が住宅に居住していること
- 3) 住宅に住宅ローンの抵当権が設定されていること
- 4) 住宅・敷地に住宅ローン以外の抵当権が設定されていないこと など

民事再生を弁護士に依頼したあとは、 住宅ローンの支払いはどうなりますか？



弁護士に民事再生を依頼すると、受任通知の発送により債権者への返済を一時的
に止めることができます。しかし、民事再生は、住宅ローンは減額の対象外であり、今後も
返済していくことが前提の手続です。そのため、民事再生では、弁護士に依頼したあと
も、住宅ローンはこれまでどおり支払っていくことになります。

民事再生をすると、住宅ローン以外の 借金はすべて減額されるのですか？



民事再生をすると、原則としてすべての債務が減額されます。しかし、以下のよう
な債務は含まれません。

- 1) 税金等の公租公課（国や地方公共団体に納める公的負担のこと）
- 2) 養育費や扶養義務に基づく支払い債務
- 3) 故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償債務
- 4) 罰金 など

民事再生のよくあるご質問 ④

民事再生の場合には、裁判所へ何回行く必要がありますか？



東京地方裁判所の場合、すべての民事再生について再生委員が選任され、裁判所とのやり取りは書面で行われますので、民事再生をされる方は一度も裁判所へお越しいただくことなく手続を進めることができます。ただし、再生委員との面接には、同席していただく必要がありますので、再生委員の事務所（もしくは弁護士会館）に一度お越しください。 ※各地方裁判所によって運用が異なります。

再生委員とはどんな人ですか？



通常は弁護士が選任されます。主な役割は、①裁判所に代わって、民事再生をされる方の財産や収入の調査を行い、借金の状況を確認すること、②再生計画案の作成について民事再生をされる方に指示を出すなどして、手続が適正に行われるように監督することです。

再生計画どおりに返済ができなくなった場合はどうなりますか？



再生計画どおりに返済ができなくなった場合、債権者からの申立てにより再生計画が取り消されることがあります。再生計画が取り消されると、減額された借金は元に戻ってしまいます。ただし、勤務先の業績不振で給与が減額されたなどのやむを得ない事情があり、返済する期間を延長すれば当初の再生計画に定められた返済が可能であると認められる場合には、再生計画を変更して、返済期間を延長することができます。また、再生計画に定められた返済金額のうち、すでに4分の3以上の金額を支払い終わっている場合、残りの借金の返済について免除を受けることが可能な場合があります（これを「ハードシップ免責」といいます）。

自己破産のよくあるご質問 ①

自己破産ができるかどうかの基準はありますか？



自己破産を選択するためには、法律上、「支払い不能」であることが条件とされています。支払い不能とは、現在の収入・財産によっては、将来借金を返済することが著しく困難である状況を指します。一般的には、現在の借入総額を原則36(カ月)で割った金額が毎月の返済可能額を上回っている状態であれば、支払い不能であると判断されます。

自己破産をしたことが誰かに知られてしまうことはありますか？



自己破産をすると、「官報」という国が発行している新聞のようなものに住所と氏名が掲載されますが、一般の方が官報を見ることはまずありませんので、官報により自己破産をした事実が誰かに知られることはほとんどないといえます。ただし、裁判所によっては家族に関する書類の提出などを求められる場合がありますので、ご家族の方には伝える必要が生じることもあります。ご家族の方に手続を秘密にすることは難しいと考えたほうが無難でし、経済的更生を図るという自己破産の趣旨からも、ご家族に秘密のまま自己破産をすることは望ましくありません。必ずご家族の方に知られるわけではありませんが、自己破産の事実を伝え、生活を立て直すために協力をお願いするほうがよいでしょう。

自己破産をしたことを会社に知られると退職しなければなりませんか？



会社は、自己破産を理由に従業員を解雇することはできません。会社が従業員を解雇するには、解雇権の濫用に当たらないような相当の理由が必要であり、従業員が自己破産をしたことだけでは相当の理由には当たらないとされているため、自己破産をしたからといって退職する必要はありません。

自己破産をすると、家族にどのような影響が出ますか？



ご家族の方が保証人などになっていない限り、法的な影響はありません。ご家族の方の財産が処分されることは原則としてありませんし、ご家族の方が制限職種に就くことも問題ありません。また、ご家族の方の信用情報にも影響ありません。

自己破産のよくあるご質問 ②

自己破産をすると、持っている自動車は処分されてしまいますか？



自己破産をすると自動車が処分されてしまうかどうかは、その時点での自動車の価値や自動車ローンが残っているかどうかによって異なります。

まず、自動車ローンが残っていない場合で、自動車の時価が20万円以上の場合には、原則として処分しなければなりません。なお、例外的にどうしても自動車の維持を希望する場合には、その旨を裁判所に認めてもらい、自動車の価値分を支払うことで維持できる可能性があります。自動車の時価が20万円未満の場合は、原則としてそのまま維持することが可能です。

次に、自動車ローンが残っている場合ですが、通常は信販会社との契約により、ローンを完済するまでは自動車の所有権は信販会社が留保しています。このため、自己破産をする場合には、信販会社が自己の所有権に基づき自動車を引き揚げることになります。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

自己破産をすると、生命保険は解約しなければなりませんか？



自己破産をした場合の生命保険の取扱いについては、解約返戻金の金額によって異なります。解約返戻金が合計で20万円以上の場合には、原則として生命保険を解約する必要があります。なお、例外的にどうしても保険の維持を希望する場合には、その旨を裁判所に認めてもらい、解約返戻金の金額を支払うことで維持できる場合があります。

これに対し、解約返戻金が合計で20万円未満の場合には、原則として解約する必要はありません。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

免責が認められれば、すべての借金がなくなるのですか？



自己破産をすると、原則としてすべての借金がなくなります。しかし、以下のような債務は含まれません。

- 1) 税金等の公租公課（国や地方公共団体に納める公的負担のこと）
- 2) 養育費や扶養義務に基づく支払い債務
- 3) 故意または重過失による不法行為に基づく損害賠償債務
- 4) 罰金 など

自己破産のよくあるご質問 ③

免責が認められないのはどのような場合ですか？



ギャンブルや著しい浪費などでできた借金については、例外的に免責が認められない場合があります。ただ、そのような場合でも弁護士が代理人となった場合には、少額管財手続により、管財人が自己破産をされる方の免責不許可事由の内容・程度や反省の有無、今後の更生の見込みなどを調査したうえで、免責が認められる可能性もあります。現在では、少額管財手続により免責不許可事由のある方でも、その多くは免責が認められる運用となっており、不許可となるケースは限られております。※裁判所の判断により異なります。

自己破産をすると、債権者に返済する必要がなくなるのですか？



自己破産をして免責決定が確定したあとは、原則として債権者に返済する必要はありません。また、自己破産をしたあとに得た収入や財産は自由に使用できます。

自己破産にはどのような手続がありますか？



自己破産には、少額管財（原則）と同時廃止（例外）という2つの手続があります。少額管財とは、自己破産をされる方に高価な財産がある場合や免責不許可事由がある場合などに、別の弁護士が裁判所から管財人として選任され、財産や免責不許可事由の有無を調査する手続です。少額管財は同時廃止に比べ手続が複雑になり、手続は6ヵ月程度かかり、原則裁判所へ1回、管財人の事務所へ1回お越しいただく必要があります。これに対し、同時廃止とは、自己破産をされる方に高価な財産がない場合であって、かつ免責についても問題がない場合に破産手続開始決定と同時に破産手続を終了するという簡単な手続です。この場合には、手続は3～4ヵ月程度で終了し、自己破産をされる方は、原則1回裁判所に行けば手続が終了します。

※東京地方裁判所の場合。裁判所によって運用が異なる場合があります。

保証人に内緒で自己破産はできますか？



弁護士が受任後、債権者から保証人へ連絡がいきますので、保証人に内緒にしておくことはできません。任意整理や民事再生の場合でも、通常は保証人に連絡がいくため、保証人がついている債務については、速やかにその旨を保証人に伝えましょう。

＼アディーレを利用されたノ ご相談者さまの声



今、このガイドブックを読んでいる皆さまのなかには、

債務整理に抵抗を感じている方、

債務整理をすると、その後の生活はどうなるのだろうと不安を感じている方、

債務整理をした場合、将来に何か不利益があるのではないかと悩んでいる方、

さまざまな思いやご事情を抱えた方がいらっしゃると思います。

ここでは、アディーレへ債務整理を依頼されたお客さまから寄せられた、

メッセージの一部を匿名でご紹介いたします。

借金問題を乗り越え、再出発の道を歩み出した方々の声を、

ぜひ参考にしてみてください。



メッセージの本文は、案件の解決後に依頼者の方からいただいたアンケートの回答を当事務所でまとめたものです。

＼アディーレを利用されたノご相談者さまの声①



過払い金請求

Fさん（60代・女性）

今回の相談内容とは違いますが、借金が膨らむ前に知人や信頼できる所に相談をする。人各々の環境や生活は違います。本当に親身にその人の辛さをわかってもらえる所はどこなのでしょう。

当事務所に関する満足度

要素	評価（10点満点）
解決結果の満足度	8
連絡のしやすさ・頻度	8
弁護士費用の適切さ	8
弁護士の対応のよさ	8
説明のわかりやすさ	8
手続の手軽さ	8
家族・知人へのおすすめ度	10



過払い金請求

Fさん（60代・男性）

完済後かなりの時間が経過していたのでダメ元でお願いしました。複数枚のカードをお願いして申し訳なく思っていたのですが、その内の1社から過払い金が戻ってきて驚きました。迷ったら躊躇しないでお願いしてみるものだと思います。

当事務所に関する満足度

要素	評価（10点満点）
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	10
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	10
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	10



過払い金請求

Tさん（40代・男性）

費用は、正直、他に安いところはありますが、過払い金が多く発生しているのであれば、アディーレの弁護士さんに依頼して間違いないと思います。

当事務所に関する満足度

要素	評価（10点満点）
解決結果の満足度	8
連絡のしやすさ・頻度	6
弁護士費用の適切さ	7
弁護士の対応のよさ	9
説明のわかりやすさ	7
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	8

「アディーレ」を利用されたノご相談者さまの声 ②



任意整理

Sさん (50代・男性)

しっかり返済をしても…健康はお金では買えない！過払い金の対象なのか、相談したらいい！1人で悩むより、専門家に相談すれば、悩みは完全に消えないが…気持ちはだいぶ前向きになる！軽くなる！悩むよりまず行動する事が大切だ。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	10
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	10
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	8



任意整理

Nさん (40代・男性)

現状では悪くなることはあっても良くなることは少ないと思います。逃げるのではなく、解決に向けて少しでも行動することが大切だと思います。私はアディーレ法律事務所さんをお願いして、精神的にも金銭的にもとても楽になりました。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	10
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	10
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	10



任意整理

Kさん (40代・女性)

1人で抱え込まずにとにかく相談したほうがいいです。本当にストレスから解放されるし、親身になって対応してくださるので心強いです。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	10
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	10
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	10

＼アディーレを利用されたノご相談者さまの声③



民事再生

Tさん (50代・男性)

簡単にお金を借りられる時代だが、気軽に借りてしまうと、気が付いた時には借金が大きく膨らんでしまう。安易に借金しないように…。毎日、借金のことで頭がいっぱいな生活は人生楽しくないですよ。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	9
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	4
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	8
手続の手軽さ	5
家族・知人へのおすすめ度	8



自己破産

Sさん (40代・女性)

勇気を出して相談してみたら新しい一步の踏み出しが出来ました。苦痛な気持ちが嘘のようになりました。ありがとうございます。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	10
弁護士費用の適切さ	10
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	10
手続の手軽さ	10
家族・知人へのおすすめ度	10



自己破産

Iさん (30代・男性)

もっと早く債務整理をしておけばよかったと後悔しているので、完済の目処が立たないなら、ずるずる借り入れを増やす前に大人しく債務整理の道を歩む事をおすすめします。

当事務所に関する満足度

要素	評価 (10点満点)
解決結果の満足度	10
連絡のしやすさ・頻度	3
弁護士費用の適切さ	5
弁護士の対応のよさ	10
説明のわかりやすさ	6
手続の手軽さ	6
家族・知人へのおすすめ度	6

弁護士費用と債務整理の準備

弁護士費用について①

ご相談時に事前見積りいたします。

◎過払い金返還請求

完済した業者 / 1社あたり

初期費用	無 料
弁護士費用	・話し合いにより解決した(訴訟をしない)場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の22%(税込) ・訴訟により解決した場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の27.5%(税込) ※基本費用および報酬金は、 回収した過払い金からお支払いいただきます。

【過払い金返還請求の注意事項】 ※万が一、回収した過払い金が基本費用および報酬金の合計額に満たなかった場合、不足分をお支払いいただく必要はありません。※訴訟で解決する場合、訴訟費用は依頼者の方のご負担となりますが、回収した過払い金を超えてお支払いいただく必要はありません。

◎任意整理 (過払い金返還請求を含む)

1社あたり

基本費用	4万7,300円(税込) ※債権者から提訴されている場合は、6万9,300円(税込)
報酬金	・和解できた場合(解決報酬金) 2万2,000円(税込) + ・債務額を減額または免除することができた場合(減額報酬金) 減額または免除できた金額の11%(税込) + ・過払い金を回収できた場合(過払金報酬金) 話し合いにより解決した(訴訟をしない) 場合 → 回収した「過払い金」の22%(税込) 訴訟により解決した場合 → 回収した「過払い金」の27.5%(税込)

【任意整理の注意事項】 ※原則、4回までの分割払いが可能ですので、ご相談ください。※商工ローン、システム金融、不動産担保ローンの場合は、別途料金となる場合がありますのでお問い合わせください。

弁護士費用について②

ご相談時に事前見積りいたします。

◎民事再生 ※最大10回までの分割払いが可能です（再生委員報酬を除く）。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

住宅ローン特例あり・なし共通

基本費用	55万円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

住宅ローン特例あり・なし共通

基本費用	60万5,000円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

【民事再生の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。※再生委員が選任された場合、再生委員報酬が別途必要となります（申立地域により異なります）。再生委員報酬は申立後、分割で再生委員に直接積立していただきます。

◎自己破産 ※最大12回までの分割払いが可能です。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

管財事件（少額管財事件を含む）

同時廃止

基本費用	55万円(税込)	55万円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財費用（管財人引継手数料含む）20万1,000円が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

管財事件・同時廃止共通

基本費用	60万5,000円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財事件とされた場合、管財費用が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。

【自己破産の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。

弁護士費用について③

ご相談時に事前見積りいたします。

◎ヤミ金融からの借入

1社あたり

基本費用

6万6,000円(税込) ※お支払い方法についてはご相談が可能です。

報酬金

- ・話し合いにより過払い金が返還された場合、または犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律もしくは犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づく被害回復手続により、被害回復分配金または被害回復給付金が支給された場合 → 回収した「過払い金」または支給された金額の22%(税込)
- ・訴訟により過払い金が返還された場合 → 回収した金額の27.5%(税込)

弁護士費用に関する注意事項

※弁護士費用の詳細はWebサイトをご覧ください。直接当事務所までお問い合わせください。※委任事務を終了するまでは契約を解除できません。この場合、解除までの費用として事案の進行状況に応じた弁護士費用をお支払いいただきます。※弁護士費用等については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算します。※本書に掲載する弁護士費用は2025年1月時点のものであり、今後変更の可能性あります。

弁護士費用が心配な方も安心!『3つのお約束』

当事務所では、弁護士費用でためらうことなく、安心して債務整理や過払い金についてご相談・ご依頼いただけるよう、『3つのお約束』をご用意しています。

気軽に相談! ▶▶ 3つのお約束

1 ご満足いただけ
なかった場合は…

基本費用の全額を
返金保証
(90日以内)※1

2 借金を完済した方は…

ご依頼時の
費用負担なし
※2

3 現在返済中の方は…

相談前の
過払い金診断が
無料

※1. 返金保証をご利用するためには、次の全ての条件を満たす必要があります。①ご依頼日から90日以内(ご依頼日翌日から起算します)に委任契約終了のお申し出をいただくこと ②その際に、本サービスのご希望である旨のお申し出をいただくこと ③契約終了時にお送りするアンケート用紙のすべての項目に対してご回答いただき、アンケート用紙到着後2週間以内に当事務所にご返送いただくこと(必着)【注意事項】※ご依頼日は、当初委任契約(原契約)の成立日となります。そのため、当初委任契約の成立後、対応する業者の追加や方針(任意整理・民事再生・自己破産)の変更によって契約内容に変更があっても、本サービスの適用基準となるご依頼日(適用期限起算日)は、当初委任契約成立日となります。※返金保証の適用は依頼者の方から委任契約終了のお申し出があった場合に限り(信頼関係破壊に至ったと判断せざるを得ないなど、やむを得ない事由により当事務所より委任契約を終了させていただく場合(任意整理契約書10条、法的整理契約書9条)は除きます)。※任意整理でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点ですでに和解済の業者については返金保証の適用除外とさせていただきます。なお、和解済業者以外の方に対して委任契約を終了をご希望された返金保証の利用を申し出された場合で、和解済業者の基本費用や減額報酬金などの費用の清算が済んでいない場合は、ご入金済の金銭のうち、まずは和解済業者の残費用に充当し、充当後の残金があった場合に当該残金を返金いたします。※民事再生・自己破産でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点で申立済(すでに裁判所に申立書を提出している段階)の場合、返金保証の適用除外とさせていただきます。※返金保証をご利用いただき、当事務所より返金する場合、返金方法は依頼者の方のご本人名義口座への振込に限らせていただきます。なお、振込手数料は依頼者の方の負担とさせていただきます。返金対象金額が振込手数料相当額を下回る場合には、返金できませんので、ご了承ください。※事務手続がございますので、ご返金にはアンケートご返送後2週間程度お時間を頂戴しております。※ヤミ金融業者事件については、返金保証の適用除外とさせていただきます。※2. 過払い金返還請求でのご依頼の場合、弁護士費用は回収した過払い金からのお支払いとなります。経済的利益を得られなかった場合には、不足分は請求いたしません。

アディーレ インフォメーション

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ①

アディーレは、費用面での“保証事務所”であり続けます。

1 費用面での“保証事務所”とは、どういう意味ですか？



費用面での安心を保証する法律事務所、つまり、お客さまがお金の心配をすることなく、安心して依頼できる法律事務所という意味です。「せっかく弁護士に依頼したのに、目的を達成できずにお金だけかかってしまった」、「解決はしたものの、弁護士に頼んだら逆に損をしてしまった」ということがないよう、アディーレでは、お客さまの経済的利益・成果を超える報酬はいただかない(★)、もしくはお返しすることをお約束しています。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」について、「お客さまの経済的利益」の内容については、各取扱いサービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

2 どうして費用面での保証をしているのですか？



「お金がかかりそう」というイメージだけで弁護士への相談や依頼をためらっている方がいるのであれば、その費用面での不安をなくし、一人でも多くの方が依頼しやすい環境を作ることが大事だと考えたからです。たとえば、依頼段階で支払う「着手金」は、結果の良し悪しにかかわらず、原則としてお客さまへ返金されないことが弁護士業界では一般的です。しかし、弁護士への依頼を検討されている方からすれば、「お金だけ損してしまう可能性があるのなら、気軽に相談することなどできない」と思われることでしょう。そこで当事務所では、「弁護士費用の常識」を覆し、依頼時のお客さまの躊躇（ちゅうちょ）をなくす、アディーレ独自の保証を提供しているのです。

アディーレが選ばれる理由

豊富な経験と相談実績

事務所設立から今日まで、債務整理、交通事故の被害、夫婦問題・男女トラブル、労働問題、B型肝炎の給付金請求、アスベスト（石綿）健康被害の給付金・賠償金請求など、数多くのさまざまな法律相談をお受けし、確かな経験とノウハウを培ってきました。

ご相談は何度でも無料

アディーレの多くの取扱いサービスは、何度でもご相談が無料です(※)。債務整理のご相談については、手続中だけでなく手続終了後も何度でも無料で承りますので、お困りのことがあればお気軽にご相談ください。

※一部サービスのご相談は有料となります。

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ②

3 依頼して損をすることは、本当にはないのですか？



ご相談内容から、「お客さまの権利や利益を実現できる見込みが十分にある」と弁護士が判断し、ご依頼を受けたにもかかわらず、結果として成果を得られなかった場合、原則お客さまの経済的利益を超える費用のご負担はありません(★)。たとえば、過払い金の返還請求のご依頼では、過払い金が回収できなかった場合はもちろん、回収した過払い金が弁護士費用を下回る場合にも、回収額以上の弁護士費用はいただきません。民事再生や自己破産などの法的整理のご依頼では、再生不認可・免責不許可という結果になった場合、基本費用等を全額返金いたします(再生不認可・免責不許可の原因により返金対象外となる場合があります)。

4 アディーレのどのサービスに対して適用されますか？



アディーレが提供する法的サービスすべてに適用されます。具体的には、債務整理・過払い金の返還請求、交通事故の被害、夫婦問題や男女トラブル(浮気・不倫の慰謝料問題、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)、労働問題(不当解雇、残業代請求、退職代行、労災問題)、B型肝炎の給付金請求、アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求、インターネット権利侵害、遺言・遺産相続などがあります。手続の種類によって、「着手金無料の成功報酬制とするため、利益を超える成果がなければ原則弁護士費用が発生しないもの」、「依頼時に基本費用をいただいたうえで、成果がなかった場合には、利益を超える基本費用をお返しするもの」など保証内容(★)は変わりますが、どのサービスであっても、依頼時点でお金の心配はいりませんのでご安心ください。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」について、「お客さまの経済的利益」の内容については、各取扱いサービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

アディーレが選ばれる理由

事務所は全国65拠点以上

北海道から沖縄まで、全国に65拠点以上(*)を構えており、お客さまの最寄りの事務所でご相談いただけます。どの支店も立地に優れているため、来所をご予約のうえ、お出かけついでやお仕事帰りにもお立ち寄りいただくことが可能です。

*2025年1月時点。

相談しやすい環境づくり

事務所には無料駐車場やキッズスペース(※)をご用意し、遠方からお越しの方やお子さま連れの方など、どなたでも相談しやすい環境を整えています。ご相談は完全個室で行い、プライバシーを厳重に保護しておりますのでご安心ください。

※キッズスペースのない支店もあります。

手続の進み具合をカンタン確認！

アディーレ ダイレクト

アディーレダイレクトとは、債務整理手続の進捗状況や入出金状況、よくあるご質問などを、お持ちのパソコンやスマートフォンから確認できる、当事務所独自のWebシステムです。24時間365日いつでもアクセス可能で、ご自身の手続が今どのような状況かをWeb上で確認できるため、お電話での問合せが不要となります。また、状況が進んだ場合や、月々の積立金の振込期限・必要書類の提出期限が近くなった場合に、お客さまのメールアドレスへお知らせメールが届きます。



アディーレダイレクトのトップ画面

PC・スマホ
で進捗がわかる

24時間
いつでもアクセスOK

無料
で登録・使用

簡単
に確認・操作

安心
のセキュリティ

メール
でお知らせ

<https://www.adire.jp/direct/>

あなたの“気になる”を動画で解決！

アディーレYouTubeチャンネル

▼アディーレお客さまサポートチャンネル
債務整理を依頼された方向けに、裁判所へ提出する書類の取得方法や手続に必要な書類の書き方について、イラスト&写真付きで親切丁寧に解説！「弁護士に依頼したけど、わからないことがあ

ったらどうしよう？」と手続の前に不安がある方は、ぜひご視聴ください。

動画はこちら！



▼アディーレ法律事務所公式チャンネル
“弁護士YouTuber”が優しく&易しく解説する「気になるニュースを“法”で見る」、代表弁護士の想いや依頼者の方の貴重なインタビューを紹介する「これぞアディーレの“神髄”」など、弁

護士をもっと身近に感じていただける、新機軸の動画を続々と公開中です。

動画はこちら！



おわりに

ここまで、債務整理の基礎知識や手続の流れについて解説をしてきましたが、いかがでしたか？このハンドブックによって、あなたの抱える悩みや不安が少しでも軽減できれば幸いです。債務整理にはさまざまな種類がありますので、弁護士と相談しながら、ご自身に合う解決方法を見つけていきましょう。

それでは最後に、過払い金の返還請求が今後どうなっていくのか、簡単にご説明します。「グレーゾーン金利は無効」という最高裁判所の判決が出たことで、過払い金の返還請求が怒涛のように貸金業者を襲い、経営破綻に追い込まれる業者が増えています。実際に、中小規模の貸金業者数を含めれば、最盛期の1986年に4万7,504社あった業者は1,495社（2025年1月金融庁発表）まで落ち込んでおり、今後も業者数の減少は続いていくでしょう。

また、過払い金の返還請求には、最終返済日から10年（または過払い金が発生していることやその金額を知ってから原則5年）という時効がありますが、多くの方がその事実を知らずに、過払い金の返還請求をすることなく、時効を迎えてしまっているのも現状です。

こういった背景を踏まえると、過払い金の返還請求は「早ければ早いほどよい」といえます。あなたが過払い金の返還請求をしようとしている貸金業者も、いつ倒産するかわかりません。もし倒産すれば、過払い金を取り戻すことは難しくなってしまいます。

つまり、今行動しなければ、請求できるはずのあなたの過払い金が、知らぬ間に消滅してしまう可能性があるのです。

だからこそ私たちは、借金問題の解決へ向けて一歩を踏み出すあなたを支え、あなたを助ける、“身近な法律事務所”でありたいのです。

「 Restart with Adire 」

アディーレは、人生の再スタートを切る、“あなたの一歩”を応援します！

アディーレ法律事務所

- [本店所在地] 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
[拠 点 数] 全国65拠点以上
[代表弁護士] 鈴木淳巳 (愛知県弁護士会所属)
[所属弁護士数] 235名以上
[取扱いサービス] 債務整理 (過払い金の返還請求、任意整理、民事再生、自己破産)
交通事故の被害
夫婦問題・男女トラブル
(浮気・不倫の慰謝料請求・慰謝料減額、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)
労働問題 (不当解雇、残業代請求、退職代行、労災問題)
B型肝炎の給付金請求 アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求
インターネット権利侵害 遺言・遺産相続 など

[拠点一覧]

北海道 …… 札幌 旭川 函館 釧路 苫小牧 帯広
東 北 …… 青森 八戸 盛岡 仙台 郡山
関 東 …… 池袋本店 立川 北千住 町田 新宿 横浜 川崎 横須賀
大宮 川越 千葉 船橋 柏 水戸 宇都宮 高崎
中 部 …… 名古屋 名古屋栄 岡崎 静岡 浜松 沼津 岐阜 津 新潟 長岡
長野 松本 金沢 富山
関 西 …… 大阪 なんば 堺 枚方 京都 神戸 姫路 奈良 滋賀草津 和歌山
中国・四国 …… 広島 福山 岡山 高松 松山
九州・沖縄 …… 福岡 小倉 久留米 長崎 佐世保 熊本 大分 鹿児島 那覇

【著作権・免責について】

本書で公開している文章、商標、画像、デザインなどの一切のコンテンツの著作権は、アディーレ法律事務所に帰属します。コンテンツの使用、転用、複写、送信などあらゆる手段による無断利用は一切禁止します。また、本書で公開しているコンテンツの内容について当事務所はいかなる保証もいたしません。本書の利用によって生じた一切の損害について当事務所はいかなる責任も負いません。

【プライバシーポリシーについて】

弁護士には依頼者の秘密を守る義務があります。依頼者 (有料無料を問わず、また電話やメールによる法律相談のみを依頼した方を含みます) の氏名、住所、連絡先などの秘密は厳守いたします。相談内容については、氏名や事案が一切特定されないように一般化したうえ、当事務所のホームページ・小冊子などで相談事例としてご紹介させていただくことがあります。

※本書で解説・紹介する内容は、特記なき限り2025年4月時点のものであり、法律・弁護士費用などは今後変更になる場合があります。



アディーレ法律事務所

池袋本店：東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
弁護士法人Adire法律事務所 [第一東京弁護士会所属]



ゼロイチニエゼロ サ イ ム ナ シ ニ
0120-316-742

朝9時から夜10時まで、土・日・祝も休まず受け付けております！

アディーレ

検索

<https://www.adire.jp/>